

改正放送法の施行に向けたNHK関係の省令等の整備に対する意見

省令案・ガイドライン案	ページ番号	該当箇所	意見
省令案・ガイドライン案	-	改正案全体	<p>● 当連盟はかねてより公共放送のあり方について、2016年9月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめで提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする“三位一体改革”に賛同の意を表明してきました。NHKテレビ放送の常時同時配信（以下、常時同時配信）は三位一体改革の実行が大前提であると考えます。独占的な受信料収入で成り立つ特殊法人のNHKは国民・視聴者の目線に立ってコスト意識の徹底を図るとともに、公共放送の目的・使命に照らして業務の必要性や適正性を常に精査し、民間事業と競合しないよう節度をもって抑制的に事業を運営する必要があります。</p> <p>常時同時配信を可能とする改正放送法の施行に向けて当連盟が求めてきた、区分経理の採用によるインターネット活用業務の見える化やネット配信事業における民放事業者・NHKの連携、NHKのガバナンス改革などに必要な措置を講じるという本制度整備案の趣旨や方向性は賛成します。</p> <p>● ただし、インターネット活用業務などの具体的な方針について、いまだNHKが明らかにしていない事柄があるため、本制度整備案の適否を十分に判断することが難しい点があります。</p> <p>常時同時配信は3,466億円もの受信料等（出典：NHK「平成30年度決算概要」、送出に係る経費を含む）で制作されたNHK総合・教育それぞれの放送番組すべてをインターネット配信しようとするものであり、事業の性質や規模、社会的影響などの観点から、これまでのインターネット活用業務とは明らかに一線を画するものです。NHKのインターネット活用が新たな領域に踏み込むならば、公共放送として行う業務の適正性を担保するための制度を抜本的に強化する必要があります。</p> <p>● 改正放送法においても、常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が「放送の補完」であることに変わりはありません。NHKは放送を目的とする特殊法人であり、こうした枠組みを将来にわたり維持することがNHKの節度ある抑制的な事業運営の維持につながると考えます。抑制的な事業運営を維持するためには、その実施費用について「各年度の受信料収入の2.5%を上限とする」方針を堅持することが欠かせません。しかしながら、現段階ではNHKから上限設定の具体的な方針が示されておらず、</p>

省令案・ガイドライン案	ページ番号	該当箇所	意見
			<p>その点において本制度整備案の適否を十分に判断することは困難です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● そもそも2018年9月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめでは、「常時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性があると認められる」とされました。国民・視聴者の理解は“三位一体改革”の徹底によって醸成されるものであり、常時同時配信だけを切り出して議論するのでは、公共放送のあり方全体に関わる課題の本質を見失いかねません。例えば常時同時配信のための認証や視聴者対応は、世帯単位の受信契約を適正に管理する効率的なシステム全体の中で構築されるべきです。有料のNHKオンデマンドと常時同時配信の業務の整理もいまだ出来ていません。公共放送NHKの“三位一体改革”、中でも既存業務の大胆な見直しによる事業規模の適正化や、いまだ手つかずの受信料体系・水準等のあり方の見直しを置き去りにして、常時同時配信に多額の受信料をつぎ込むのでは、国民・視聴者の理解は到底得られません。 ● 立法府においても衆参両院の総務委員会で附帯決議が行われ、常時同時配信を行う際に「民間地方放送局の事業運営に十分に配慮すること」をNHKに求めています。法改正の直後から上限設定を緩和して、万が一にも「放送の補完」としての位置付けが揺らぎ、民間の市場競争を阻害することがないように、制度設計に十全の工夫を凝らし厳格に運用することを強く要望します。

<放送法施行規則の一部を改正する省令案>

放送法施行規則の一部を改正する省令案	2～3ページ	第十二条の三第2項 (実施基準の認可申請)	<ul style="list-style-type: none"> ● NHKのインターネット実施基準の認可申請書に「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」などの書類添付を義務付けることは国民・視聴者への説明責任を果たし、業務運営の適正化を図るために不可欠な施策であり、妥当であると考えます。
放送法施行規則の一部を改正する省令案	7ページ	第十八条第2項 (意見の求め)	<ul style="list-style-type: none"> ● NHK経営委員会の議決に際し、中期経営計画や放送受信規約、インターネット実施基準などの案と関連資料をあらかじめ公表して行う意見募集を義務付けることは、当連盟がNHKに求めてきたことであり、極めて適切であると考えます。公共放送NHKは国民・視聴者の理解なしには、成り立ち得ません。公共放送のあり方に関わる事項についてはNHKが具体案の基とした事実や考え方、国民的な議論を要する論点などもつまびらかにし、1か月以上の十分な期間を取って意見募集を行い、国民・視聴者の意見を施策に反映することが求められます。 ● 意見募集を義務付ける対象については、経営委員会の議決事項だけでなく、2017年7月にいわゆる「ネット受信料」に一定の合理性を認める旨の答申を行った、NHK受信料制度等検討委員会の答申など、中期経営計画の策定や受信料規約改定の根拠となり得る事項を追加するよう要望

			します。
放送法施行規則の一部を改正する省令案	8ページ	第十八条第5項 (意見の求め)	● 意見募集を実施して議決した場合に公表を義務付ける事項については、提出された意見それぞれに対するNHKの考え方を追加するよう要望します。
放送法施行規則の一部を改正する省令案	11～12ページ	第三十二条 (区分経理の方法)	● 区分経理の採用によるインターネット活用業務の見える化はかねてより当連盟がNHKに求めてきたことであり、総務省令でその実効性を担保することは、極めて意義深い政策であると評価します。NHK総合・教育の放送番組すべてを対象とする常時同時配信は事業の性質・規模、社会的影響などの観点から、これまでの同種の業務とは明らかに一線を画するものです。民間放送だけでなく新聞、ネット動画配信、通信などさまざまな業態の民間事業と競合する懸念が排除されているとは言えず、その運用は抑制的であって然るべきです。NHKは区分経理によってインターネット活用業務の適正性を常に検証するとともに、国民・視聴者や民間事業者への丁寧な説明を尽くすよう要望します。
放送法施行規則の一部を改正する省令案	15～20ページ	第五十五条の二(情報提供の方法及び範囲)	● 公共放送NHKは国民・視聴者の信頼を基盤とするものであり、総務省令で情報公開の充実を図ることは適切であると考えます。ただし、情報公開の仕組みが報道機関であるNHKの経営に外部から不当な干渉を招くことがないように、十分配慮することが欠かせません。 ● 情報公開を義務付ける対象については、常時同時配信を含むインターネット活用業務で得られるデータ(ユーザーの利用状況や特性、通信ネットワークへの負荷など)、合理的なシステム構築や権利処理などに関わる有益な知見を追加し、公共放送だけがそうした情報を独占することなく民放事業者を含む関係者の参考に供する視点が必要であると考えます。

＜日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン案＞

省令案・ガイドライン案	ページ番号	該当箇所	意見
日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン案	1ページ	第1	● 「認可基準」を「認可要件」にあらため、公共放送が行う業務としての適正性を審査する方針に賛同いたします。NHKがインターネット実施基準の認可申請を行った際には認可要件を十分に満たすのか厳格に審査するとともに、認可申請に対する「総務省の考え方」では具体的な要件適用の考え方を明らかにするよう要望します。
日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン案	4ページ	第3 1	● 前述のとおりNHKのインターネット活用業務は常時同時配信の実施によって新たな領域に踏み込むこととなります。「民間部門といたずらに競合する業務を行うものでないか、市場の競争を阻害しないか、といった点についても、業務の性質に応じて一定程度勘案するものである」とありますが、市場競争を阻害する懸念は増しており、当該箇所の「一定程度」を「十分に」に修正するよう要望します。
日本放送	10ページ	第4 1	● 当然のことではありますが、「市場の競争を阻害しないこ

省令案・ガイドライン案	ページ番号	該当箇所	意見
協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン案		(2)	<p>と」を審査基準とすることは極めて重要であると考えます。常時同時配信の実施によって市場競争を阻害する懸念は増しており、NHKがインターネット実施基準の認可申請を行った際には本審査基準に照らし、多角的な観点から十分審査を行うなど、厳格に運用することを強く要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特にスポーツの生中継番組等については、民放事業者による放送やインターネット配信と重複・競合しないよう、民放事業者の商業性に配慮することが求められます。
日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン案	11ページ	第4 1 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ● NHKのインターネット活用業務はあくまで「放送の補完」であるため、放送制度との整合性を確保する観点から地方向けの放送番組の提供に関して、NHKは地域制限を行う計画を有することを審査基準に追加するよう要望します。
日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン案	11ページ	第4 1 (6)	<ul style="list-style-type: none"> ● 放送の公共的役割をよりいっそう充実させ国民・視聴者の利益の最大化を図るためには、放送の二元体制を維持、発展させる視座が欠かせません。そうした観点から他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確に定められていることを審査基準とすることは、極めて妥当であると考えます。 ● NHKと他の放送事業者の協力を実効性ある成果につなげるためには、NHKが協力の具体的な方針を丁寧に説明するなど、相互理解を深める努力が欠かせません。NHKがインターネット実施基準の認可申請を行った際には本審査基準に照らし、NHKの取り組みを確認する必要があると考えます。
日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン案	14ページ	第4 2 (1) ハ	<ul style="list-style-type: none"> ● 通信には災害時に輻輳し、国民・視聴者の生命、財産を守るための情報伝達が途絶するリスクがあります。適正かつ明確に定めるべき事項に「災害時のサービスの提供に関する事項」を追加し、いざというときに輻輳が生じて必要な情報を得られなくなるリスクがあることの説明や輻輳を回避するためのNHKの措置（配信ビットレートの抑制など）などを明示する必要があると考えます。
日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン案	15～16ページ	第4 2 (2) イおよびロ	<ul style="list-style-type: none"> ● 当然のことではありますが、NHKのインターネット活用業務はあくまで「放送の補完」であるため、「協会が放送する予定のない放送番組はインターネット活用業務として提供することができない」と規定されていることは重要です。「理解増進情報」として提供できるのは、「その編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報」であり、この範囲が恣意的に拡大されることがあってはいけません。 ● NHKのインターネット活用業務は、総務省「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（2013年8月）で示された「放送の補完」に照らして、放送番組との密接関

省令案・ガイドライン案	ページ番号	該当箇所	意見
			連性、支出規模の観点から常に検証されるべきです。
日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン案	18ページ	第4 4 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「受信料財源業務については、国内テレビ放送の受信料収入を専ら財源としていることも踏まえ、実施基準において、当該業務の実施に要する費用の上限が明確に定められていること」とありますが、あわせて費用の上限自体の適正さが求められることを明確にするため、当該箇所の「費用の上限が明確に」を「費用の上限が適正かつ明確に」に修正するよう要望します。 ● 常時同時配信等業務についても「費用の上限が適正かつ明確に定められていること」を審査基準に追加するよう要望します。 ● NHKのインターネット活用業務が公共放送の目的や受信料制度の趣旨に沿って適正に実施されることを確保するためには、受信料財源の規模に対してのみならず、市場の競争を棄損しない規模に留める観点からも費用上限の適正性を担保する必要があると考えます。
日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン案	20ページ	第4 4 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ● 常時同時配信、見逃し配信は4,169万件（出典：NHK「平成30年度決算概要」、支払数は4,093万件）にも上る受信契約を対象として新たに提供するサービスになると想定され、その内容や認証などの利用方法について、広く国民・視聴者から問い合わせが寄せられるものと考えられます。利用者が同サービスを安心して利用できるようにするため、視聴者からの問い合わせを適正に取り扱うために必要な措置（コールセンター機能の充実）を審査基準に加える必要があると考えます。 ● 前述のとおり視聴者対応は“三位一体改革”の中で効率的なシステム構築がなされるべきであり、常時同時配信のためだけの視聴者対応に多額の受信料をつぎ込むことは、極めて不適切です。

＜日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン案＞

省令案・ガイドライン案	ページ番号	該当箇所	意見
日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン案	7～8ページ	4 総論 (3) ①	<ul style="list-style-type: none"> ● NHK執行部の役割として、「子会社等の事業運営がNHKの目的の達成に資するものとなっているか、受信料制度の趣旨に照らして適切かという点も含め、子会社等の事業運営の効率性、適正性、透明性が確保されるよう適切な職務執行を行うことが求められる」との指摘は重要です。子会社等の事業運営の「適正性」には、地方における市場競争を阻害しないための配慮が含まれるものと理解します。 ● 地方公共団体や地元企業が発注するイベント・広報材の企画提案において、NHKの子会社や関連会社が民放事業者と競合すれば、地域社会における放送の二元体制の維持、発展の妨げになりかねません。NHKの子会社・関連会社の事業活動が地域社会における二元体制を阻害することがないように十分配慮することも、NHK執行部の大切な

省令案・ガイドライン案	ページ番号	該当箇所	意見
			役割であると考えます。
日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン案	14～15ページ	7 NHKの子会社等の事業運営に関する個別の規律等(1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 当然のことではありますが、NHK本体および子会社、関連会社などがインターネット活用業務などを通じて広告収入やそれに類した収入を得ることは、将来的にも絶対にあってはなりません。NHKグループの経営方針として、本体でできないことを子会社・関連会社が手掛けたり、子会社等の業績や利益を優先するような事業運営は厳に慎むべきであると考えます。
日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン案	17ページ	7 NHKの子会社等の事業運営に関する個別の規律等(2) イ	<ul style="list-style-type: none"> ● 必須業務以外の業務委託について、「必須業務と同様の基準を適正かつ明確に定めた上で、それを適正に運用することが適当である」とする方針はNHKの子会社、関連会社の事業運営の適正性を確保する観点から重要であり、賛同します。 ● 任意業務である常時同時配信の実施には認証や視聴者対応などが新たに必要となり、一部の業務はNHKの子会社、関連会社に委託されることが想定されます。前述のとおり常時同時配信に多額の受信料をつぎ込むことは極めて不適切であり、必須業務以外の業務も合理化・効率化を図ることが欠かせないと考えます。